

全L協事業26第159号
平成26年10月6日

正会員 各位

(一社)全国LPガス協会

特定商取引に関する法律の遵守の徹底について
(お願い)

標記につきまして、消費者庁取引対策課より、別添のとおり平成26年8月関東地方において、複数のLPガス販売事業者が法違反の恐れのある行為を行っていることが確認されたことから、当協会に対し特定商取引に関する法律の遵守について周知依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては支店並びに営業所などの関係者に対し、特定商取引に関する法律を遵守し、お客様が不当な損害を受けることがないようにご周知方よろしくお願いいたします。

以上
発信手段：メール
事業推進部：難波、篠島、瀬谷

別 添

平成26年10月6日

一般社団法人全国LPガス協会 御中

消費者庁取引対策課

特定商取引に関する法律の遵守について

日頃は、当庁の消費者行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）に規定する訪問販売に係る取引（法第2条1項）について、平成26年8月、関東地方において、複数のLPガス販売事業者が、法違反のおそれのある行為を行っていることが確認されました。

つきましては、貴協会におかれましては、業界内に周知していただき、特定商取引法を遵守し、消費者が不当な損害を受けることのないよう、ご協力をお願いいたします。

1 名称・勧誘目的の明示（法第3条）

第三条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。

【不適切な例】

訪問販売に係る契約（以下「契約」という。）について、勧誘をするに際し、その勧誘に先立って、消費者に「〇〇センターです」等と虚偽の名称を名乗り、また、「LPガス料金を無料診断する」等と勧誘する目的である旨を明らかにせず、勧誘を行っていたおそれがある。

2 再勧誘の禁止（法第3条の2）

第三条の二 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認するよう努めなければならない。

2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

【不適切な例】

契約について勧誘をするに際し、消費者が「既存業者と30年以上付き合いがあるので変える気はない」等と契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、「お宅の料金が適正か調べるだけ。保険の窓口と思ってもらえばいい」等と、引き続き勧誘を行っていたおそれがある。

3 書面の交付（法第5条）

第五条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同条各号の事項（同条第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

- 一 営業所等以外の場所において、商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき（営業所等において特定顧客以外の顧客から申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。）。
- 二 営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約又は役務提供契約を締結したとき。
- 三 営業所等において、特定顧客と商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき。

【不適切な例】

契約を締結したとき、契約の内容を明らかにする書面を消費者に交付していなかったおそれがある。

4 不実告知（法第6条第1項第7号）

第六条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

- 一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

【不適切な例】

契約について勧誘をするに際し、実際に解約料がかかるにもかかわらず、消費者に対し、既存業者との「解約に伴う費用は一切かからない」旨を告げる等、消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて、不実のことを告げる行為をしていたおそれがある。

5 債務不履行（法第7条第1号）

第七条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二～四（略）

【不適切な例】

消費者に「新品の機材を入れる」旨契約したにもかかわらず、中古品を設置する等、債務の履行を拒否したおそれがある。

以上

